

盛岡市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 2 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 12 月 27 日付け 25 盛監第 87 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 建設部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

25 盛建住第 125 号

平成 26 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 12 月日付け 25 盛監第 87 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部建築住宅課）

平成 24 年度住宅使用料納入通知書等処理委託に当たり、業務委託契約約定に定める業務完了届けを徴せずに検査調書を作成し支払を行っていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託契約約定第 12 条第 1 項に基づき、委託業者に業務完了届けの提出を求め、平成 25 年 12 月 27 日提出を受けた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

担当者及び決裁権者が契約書の内容を十分に確認せず、業務完了届にかえて毎月提出される納品書により業務完了を確認していたものである。今後は約定を確認のうえ、チェックシートを作成し、契約書に定める適正な事務を執り行うよう課内会議で確認した。

25 盛用第 46 号

平成 26 年 2 月 24 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 12 月 27 日付け 25 盛監第 87 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部用地課）

土地売買契約の締結に当たり、軽減税率が適用される契約書に当該税率による金額を超えて収入印紙を貼付している事例が見られたので、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の規程に基づき適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

契約の相手方から委任を受けた市は、土地売買契約書に貼付した印紙の過誤納金額の返還請求を盛岡税務署に対して行い、税務署から還付を受けた契約の相手方から平成 26 年 2 月 21 日付けで過誤納金額の返還を受けた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、契約額が印紙税の軽減税率の適用範囲となることを失念していたこと及び契約書供覧時に貼付された印紙税額の確認が漏れたことであった。

課員に「印紙税額一覧表（軽減税率内容を含む）」を配布し、軽減税率適用後の税額の周知徹底を図った。

今後は、時期ごとに法改正の情報収集に努め、改正内容の周知徹底を図ること及び印紙税率チェックシートを作成し契約締結伺い決裁時に確認することにより再発防止に努める。